

令和3年度（2021年度）NGO・外務省定期協議会  
「第1回連携推進委員会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

令和3年度（2021年度）NGO・外務省定期協議会  
「第1回連携推進委員会」  
議事次第

日 時：令和3年8月4日（水）14:00～16:08  
場 所：オンライン開催

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- (1) 子どもの保護の国際的動向とNGOの取組について
- (2) 「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力NGOの対応戦略」研究調査報告
- (3) 「ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル」増補版の紹介

3. 協議事項

- (1) 開発事業における障がいの主流化について
- (2) 開発人道分野における性的搾取・虐待及びセクシャル・ハラスメントからの保護に関する日本の取組について
- (3) NGO事業補助金制度改善提案を前提とした、本制度の予算及び令和1・2年度の実績状況に関する確認及び意見交換
- (4) 日本NGO連携無償資金協力関連

4. 閉会挨拶

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

ただいまから、令和3年度NGO・外務省定期協議会「第1回連携推進委員会」を始めさせていただきますと思います。

私、NGO側の司会を務めさせていただきます関西NGO協議会のほうから選出の連携推進委員、熱田典子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

工藤様、よろしくお願いいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

熱田様、ありがとうございます。

私は本日の外務省側の司会を務めさせていただきます民間援助連携室の工藤です。本日はよろしくお願いいたします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、ただいまスライドのほうで、皆さんに参加に当たってのお願いということを示させていただいておりますので、御覧になっていただいていると思いますが、数点だけ確認させてください。

基本的にマイクは常時ミュートにさせていただいて、発言時だけミュートを解除してください。カメラのほうなのですけれども、できるだけ顔のほうを出していただきたいといます。Zoomの表示名なのですけれども、まず初めにお名前、その後に団体名を書き添えていただきたいといます。

チャットですが、本日の委員会では、そちらに御発言を記入いただくことはお控えいただきたいといます。発言を希望するというような内容は結構なのですけれども、発言内容をそちらに記載することはしないでいただき、発言をしたい、もしくは意思表示は手を挙げていただくか、もしくは手を挙げる機能を使っていただくようにしていただきたいといますので、どうぞよろしくお願いいたします。

基本的に司会者のほうで、NGO側の場合はNGO側の意見はどうですかということで、私が皆さんに問いかけをいたしますので、よろしくお願いいたします。

それと、御参加いただいている方で許可を得ていない方で録画、録音、スクリーンショットをしていただくことは控えていただきたいですので、そちらのほうも御協力をお願いいたします。

それでは、随時議題に入っていきたいといますので、進行のほうを工藤様、どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

熱田様、どうもありがとうございます。

注意事項の中で1点だけ補足ですけれども、本日の議事録は逐語で作成されて、後日、外務省のホームページに掲載されますので御了承いただければと思います。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日、開会に当たりまして、中西哲外務大臣政務官よりビデオメッセージをいただいておりますので、まずはこちらのビデオメッセージのほうを御覧いただければと思います。

### ◎中西外務大臣政務官

外務大臣政務官の中西哲です。

本日は、令和3年度最初のNGO・外務省定期協議会となる第1回連携推進委員会が開催されますことを歓迎いたします。

例年7回開催されるNGOと外務省の定期協議会も新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて開催回数が減り、今回はオンラインでの開催となりました。昨年11月の連携推進委員会に出席した際に、NGOの皆様からの御発言をお聞きし、皆様の熱意を直接感じたことを思い起こすと、画面を通して議論することは少し残念に思われますが、他方で、オンラインでの会議が一般的になったことで、以前に比べて日常の業務においては、より頻繁にNGOの皆様と外務省員の協議の機会が増えたと聞いております。また今回、会議には出席できませんが、こうしてビデオメッセージの形で私も参加させていただくことができました。とはいえ、新型コロナが世界に甚大な影響をもたらしていることも事実であり、人道危機、気候変動、自然災害などにより、もともと厳しい環境にあった脆弱な人々は新型コロナの影響でさらに厳しい状況に置かれています。このような世界が直面する感染症対策を含む多様な地球規模課題の解決には、NGO、民間企業、国際機関等、様々なステークホルダーとの効果的な連携がますます重要となっています。

その観点からも、国際協力の分野で幅広い知見と経験を有するNGOの皆様との連携について意見交換を行う本連携推進委員会は極めて重要と考えます。SDGsが掲げる誰一人取り残さない世界の実現に向け、政府間の支援では手の届きにくい脆弱な人々に寄り添い、きめ細かい資源を届けるNGOの皆様と緊密に連携して取り組んでまいりたいと思います。

コロナ禍における支援活動には、感染症対策や移動制限など様々な制約や困難が伴っております。そうした中にあっても現地提携団体との連携やオンラインの活用などの工夫をしながら、事業実施に向けて日々御尽力されているNGOの皆様には敬意を表します。本日の連携推進委員会が外務省とNGOのさらなる連携に向け、実り多い対話の場となることを期待し、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

### ○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

続きまして、議題2の報告事項に移らせていただきます。

報告事項は今回3件ございます。NGO側から2件、外務省側から1件ということで、まずは、NGO側からの報告事項ということで、熱田様、よろしくお願ひいたします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

ありがとうございます。

それでは、NGO側の報告事項に入らせていただきたいと思います。

まず1件目「子どもの保護の国際的動向とNGOの取組について」をセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの宮脇さんから報告をお願いいたします。

●宮脇（公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 海外事業部子どもの保護リード）

皆様こんにちは、今日はお時間をいただきありがとうございます。

私、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの宮脇とワールド・ビジョン・ジャパンの中村さんと一緒に報告させていただきたいと思います。

本日報告させていただく事項は「子どもの保護の国際的動向とNGOの取組について」ということで、人道行動における子供の保護の最低基準、CPMSについて特にお話しさせていただければと思っています。

CPMS第2版監訳チームを代表して私と中村から発表という形にさせていただきます。

人道行動における子供の保護の最低基準でCPMSですけれども、こちらは緊急人道支援下での子供の保護の取組の強化を目的として、2012年に初版が発行されました。CPMSというのは愛称でして、Minimum Standards for Child Protection in Humanitarian Actionというのが正式名称になっております。こちらは緊急人道支援において暴力や虐待、搾取から子供たちを守るために援助団体が遵守すべきものとして合意された国際基準になっています。セーブ・ザ・チルドレン、ワールド・ビジョン、プランといった国際NGOや国連機関などが加盟するグローバルな子供の保護ワーキング・グループというもので、現在改称していきまして、人道行動における子供の保護のアライアンスという名前になっていますが、そこが中心になって、複数の団体で連携して作成したものになります。

日本国内では、2018年にセーブ・ザ・チルドレンが主導しまして日本語版を発行しました。その際には外務省のNGO事業補助金を得ましてファシリテーター養成研修を実施して、そのファシリテーターが中心となって国内6箇所です1日研修という形で実施して、CPMSが活用されるように普及というのを図ってきました。

このCPMSは、皆さん御承知のスフィアハンドブックなどとも密接に連携をしております。人道基準パートナーシップというものもありまして、その一つになっていて、ほかには緊急下の教育の最低基準なども含まれています。CPMSの原則の一部というのもスフィアの権利保護の原則からそのまま使われているという形になっていますし、構成自体もスフィアハンドブックにならったものになっています。

私たちNGOであったり、国連機関などが事業の形成であったり、計画する段階、実施、モニタリングの段階といったときに、このCPMSを活用しながら行うことで事業の質というのを担保してきて、昨今ではCPMSが共通言語のような形で支援の中で使われているというよ

うな状況になってきているかと思います。

ただ、作成からもう既に今年で9年たってしまっていて、子供たちを取り巻く環境というのは、大きくその間に変化しました。より広範なコンテキストへの対応の必要性というの也被われてきています。例えば難民、国内避難民の増加であったり、難民生活の長期化といったようなものもありますし、感染症の拡大、気候変動といったことも大きく子供たちに影響を与えているところです。

支援実施の際により強化されるべき点というのでも幾つか強調される点が出てきてしまっていて、例えばローカルアクターの役割をより強化することであったり、説明責任や包摂、インクルージョン、あと、暴力、虐待、搾取、ネグレクトの対応だけではなくて、予防の観点の強化、ほかの支援セクターと統合的に事業を実施することであったり、他の支援分野の事業に子供の保護を主流化すること。あと、科学的根拠に基づいた事業の実施というのでも昨今よく言われていますし、それに向けた根拠の創出といったところも求められているかなと感じております。

そういった流れを受けて、2019年10月にアライアンスがCPMSの第2版を発行しました。その日本語版をCPMS第2版監訳チームということで、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとチャーチ・ワールド・サービス、プラン・インターナショナル・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、あと、新潟大学、宮崎大学に所属されている災害医療を専門にされている先生方とチームを編成しまして、日本語版の作成を進めてきました。

その過程では他のNGOの方であったり、国連関係者、弁護士といった方など30人にも内容確認の御協力をいただいて、皆さんがこの業界で使われている文言に即しているものになるようにということで翻訳を進めてきて、ちょうど完成したところになります。PDF版はセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのウェブサイト近日中には掲載される予定ですので、ぜひ皆さん確認してみてくださいと思います。

今日は時間がないので、ごく簡単になるのですが内容を紹介させていただきます。こちらはCPMSのハンドブックの背表紙になるのですがけれども、周りの四角のところに10の原則が書かれてしまっていて、中に28個の基準が書かれています。

文字が小さいかなと思うので簡単にこちらに書き出してみたのですが、例えば第1章では質の高い子供の保護支援を行うための基準として、調整とか人的資源、コミュニケーション、モニタリングの際に気をつけるべき点などが書かれています。第2章では子供の保護リスクに関する基準として、身体的、心理的に不適切な養育、精神保健、社会的苦痛、性的及びジェンダーに基づく暴力や児童労働などについて、第3章では適切な戦略を立てるための基準として、子供広場といったようなグループ活動であったり、ケースマネジメント、家庭環境、養育環境の強化、コミュニティでの活動、代替的養護などについて、第4章の支援分野を超えて子供の保護に取り組むための基準では、食料、栄養、保健医療、教育、水・衛生、避難所運営などといった他の支援分野の中で子供の保護をどうやっていったらいいのかということが書かれてしまっていて、それぞれの基準の中に最低基準、あと、基本的

に取るべき行動であったり指標、ガイダンスといったものがまとめられています。

●中村（特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン）

ここからは中村より実際の海外支援の現場でCPMSがどのように使われているか、ベトナム人身取引予防事業を例に紹介させていただきます。

CPMSは28の基準から構成されていますが、その中から、その事業に関連が深い基準を選び、事業の計画実施の際に活用することができます。紹介する事業にも様々な基準を活用していますが、本日は一部のみ紹介します。例えば第4章では変化し続ける子供の保護リスクとニーズに対応できるようプロジェクト・サイクル・マネジメントに関する基本行動が定められています。その中から、この基準を参照し、アセスメントや計画立案で子供や関係者の参加を確保しました。

次に、基準6の効果的な子供の保護のためのモニタリングに関する基本行動を参照し、郡政府及び子供の保護委員会に人身取引と女性と子供に対する暴力についての研修を行い、ケースの報告体制を定めたガイドラインに沿って報告がなされるように能力強化を行っています。

次に、コミュニティーが子供たちが直面するリスクを防止し対応できるようになるよう基準17を参照しながら、現地政府、学校、女性連合と協力し、子供クラブ、女性クラブを設置し、人身取引から友人を守るためのスキルを身につける活動を支援しております。

そのほか、基準9、基準18も御参照ください。

子供の保護を事業目的に据えていない事業であっても、子供が関わる事業であれば、緊急・開発を問わず、全ての分野の事業に活用できるような内容になっています。

今後、子供たちをより守る支援を提供することができるようになることを目的として、このCPMSの活動を活用する方法を学ぶ研修を実施し、普及に取り組んでいく予定です。ぜひ多くの方々に参加いただき、N連事業を含む全ての海外支援の現場でCPMSを活用いただけるよう願っています。

報告は以上となります。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

CPMSの報告のほう、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの宮脇さん、そして、ワールド・ビジョン・ジャパンの中村さん、どうもありがとうございました。先ほど中村さんのお名前を私のほうから言うのを失念しておりまして大変失礼いたしました。

そうしましたら、外務省側からこちらに関しまして、コメント等はございますでしょうか。お願いいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

ただいまの御報告に対しましては、外務省側から松田民間援助連携室長に発言をお願いいたします。

松田室長、よろしく申し上げます。

#### ○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

松田です。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、本当にお忙しい中、多くの方にこの会議に御参加いただきましてありがとうございます。2時間という限られた時間ではありますけれども、有意義な会にしていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

今、御報告いただきました子供の保護について、まず宮脇様、中村様、プレゼンのほうありがとうございます。

実はセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン様におかれましては、令和元年度に外務省が実施しているNGO研究会において、子供と若者のセーフガーディング、最低基準のためのガイドラインというものも作成いただいております、子供の保護の御尽力について、改めてこの場を借りまして敬意と感謝の意を表したいと思ひます。

外務省としましても、そのときの成果、また、本日御報告いただいた内容につきましてどのように活用していくか。次年度以降、N連実施要領の改訂作業等がありますので、その中で、前向きに検討を進めていきたいと思ひています。

これはちょっと御参考ではあるのですが、今回のこの報告の趣旨から若干外れますが、N連で令和2年度の実績としまして、教育、人づくりの分野の採択件数が38件、総額で約19億円、件数、金額ともに最大の分野となっています。この実績から、民連室として子供に対する支援重視の現れであると考えています。

御参考ですが、平成27年に閣議決定されました開発協力大綱、皆さん御存じだと思いますが、改めて該当箇所を読ませていただきますが、このように書かれています。我が国の開発協力においては、人間一人一人、特に脆弱な立場に置かれやすい子供、女性、障害者、高齢者、難民、国内避難民、少数民族、先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力をを行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進するとうたっております。ですので、外務省といたしましても、今後とも子供に対する支援を引き続き重視していきたいと思ひています。

簡単ですが、外務省側のコメントいたします。ありがとうございました。

#### ○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、ありがとうございます。

続きまして、議題2の2件目の報告事項に移らせていただければと思ひます。

熱田様、よろしく申し上げます。

## ●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

松田室長、コメントありがとうございました。

それでは、NGO側の報告事項の2件目は「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力NGOの対応戦略」研究調査報告ということで、関西NGO協議会の井川さん、報告をお願いいたします。

## ●井川（NGO側「連携推進委員会」 調査提言員）

関西NGO協議会の井川です、よろしく申し上げます。

こちらは画面共有で、スライド3枚で御報告をさせていただきます。

昨年度、令和2年度外務省NGO研究会の「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力NGOの対応戦略」の調査を行いました。こちらは主催が外務省で、実施団体が私たち関西NGO協議会となります。当時の肩書ですが、そちらに記載のコーディネーター、アドバイザーが中心となり、全国のネットワークNGOに御協力をいただいて実施したものになります。

調査の目的は、主に2点あります。COVID-19拡大に伴う日本の国際協力NGOへの影響のうち、以下2点を明らかにするものです。1点目が、緊急事態宣言が出た2020年の3月から半年間の短期的な影響の報告、2点目が、今後どうなっていくのだろうかという、中期的な影響の予測、この2つに分かれた調査となっています。実施期間が去年8月から3月、実施方法は、文献の調査と全国147団体に御協力いただいたアンケート、より深くお話を聞かせていただくコンサルテーション、そして158名に参加いただいた最終報告会によるものです。右側に地図がありますが、こちらがアンケートに答えていただいた団体で、北は北海道、南は沖縄まで、回答者はほとんど管理職以上という状況です。

まず初めにですが、日本の国際協力NGOのCOVID-19に対する活動です。国内では日本のNGO 33団体が、約11万人に対して活動を行い、海外では日本のNGO76団体が、世界89か国、75万人に対して活動を行いました。

短期的な影響を、4つに絞って御報告をさせていただきます。

1点目は、「財務」に関してです。アンケートを行った時点では決算書がまだ出ていない状況でしたのでその時点での見込みとなりますが、約6割の団体は収入が減少することを見込んでいます。また、そのアンケート回答団体全体の1割が、事業が存続できない、他の1割は組織自体の存続の危機にあると回答しています。財務的に大きな影響があったということが分かります。

2点目の「事業の継続性」ですが、このアンケートを行った時点で、全ての海外事業が停止してしまった団体は13.6%、一部の海外事業が停止した団体が47.2%ということで、約6割の団体が海外事業停止を経験しています。この2点から言えることは、COVID-19が組織に与えた影響はとても大きなもので、ここからどのように経営を回復していくのが重要と言えます。

3点目、「海外駐在員の派遣」に関してです。アンケートを答えていただいた147団体の中で、元々3分の1の団体が駐在員を置いて事業を実施しておりました。駐在員を派遣している団体を100としたときの57.7%が国によって駐在を継続したところと帰国の両方があり、全員退避をしたのが約3割ということなので、2つを合わせると約9割弱の団体が駐在員の緊急退避を経験していることが分かります。今後まだCOVIDの収束が見えない中で、どのように駐在員中心の運営のリスクを軽減していくかというのがポイントになっていくかと思えます。

また、駐在を継続したまま事業を行っている団体、または1回退避しても、また戻って駐在員がいる団体が相当数存在するので、ワクチンをどうやって接種するのかを含め、1番、2番にみられるように各団体は財務的にもかなり厳しくなっている中で、どのようにリスクをマネジしていくのかというのがポイントだと思っています。

最後の4つ目は、「在宅勤務」に関してです。オンライン勤務は日本事務局が約5割、海外事務所に関しては約3割がオンラインを活用しています。完全なオンライン勤務、つまり事務所に通わないでやっているのが日本で16%。現地スタッフに限ると0%となっています。現地スタッフに関しては活動の内容、そもそもフィールドに行かなければいけないような業務が多く、通信状況の課題もあるかと思いますが、現地スタッフの労働環境の脆弱性をどう軽減していくのかということも重要なテーマです。

個人的な話で恐縮ですが、海外でN連等、外務省資金を活用せず活動している団体の、日本人の友人を、COVIDで1人亡くしています。また、元同僚の現地スタッフもCOVIDで亡くしています。そういう中で、活動の中でどのように脆弱性を軽減していくかということは、とても重要なテーマだと個人的にも認識しております。

こちらが最後のスライドです。中期的な影響の予測になります。5つにまとめています。大前提として、アンケートの回答団体の8割以上が3年以内に経営環境が大きく変化していくと認識しています。どのように変化していくかという点は5つあって、一つが「現地化」というところです。団体内部の現地化、例えば現地の事務所代表を日本人から現地の人に代えていくという内部のこともありますし、日本のNGOが中心にやってきたものを現地にできるだけバトンタッチをして事業を行っていく、アクター間の現地化もあります。また、当事者を中心にやっていくということもこちらに含まれると思います。いずれに関しても言えることは、現地スタッフとか提携団体の能力強化というのは日本のNGOの責任でもあるので、事業をやりながらどのように能力強化をやっていくのかというのがポイントになるかと思えます。

2点目は、「日本と海外のシームレス化」です。2016年の「NGOデータブック」によると、当時28の国際協力NGOが国内でも活動しておりましたが、2020年の本調査ですと70団体が日本で活動しているということで、圧倒的に増えていることが分かります。その背景としては、日本国内の自然災害の多発や、アジア諸国の経済成長による関係性の変化、逆に日本社会、経済の課題の深刻化もあります。具体的には例にも書いておりました。単に日

本と海外で活動するだけでなく、例えば日本の災害の経験を世界の防災にどのように役立てるとか、そのような学びからどのように国を超えてシナジーを出していくかというところが重要ではないかと思えます。

3つ目の「コレクティブ・インパクト」の定義には複雑なものがありますが、「協働の課題解決」をしていく重要性がどんどん増えていくだろうと。例えば組織レベルもそうですし、事業レベル、キャンペーンとか、そういう活動レベルでも、いろいろな意味でもJVとか、アライアンスだとか、業務提携が増えてくるだろうと思えます。そのためにはオープン・イノベーションだとか、インパクト重視の姿勢を組織の文化にしていくこと、組織が有する固有の価値や強みを打ち出していくこと、セクターを超えたネットワークを確立していくことなど、が協働を成功させる要素になっていくと思われ、NGOとしてはそのような点も強化していかないといけないと思っています。

左下、4つ目ですけれども、「幅広い支持の獲得」です。調査によると、アンケートでは、「中期的に国際協力の世論がどのように進んでいくと思えますか」という質問に対して、8割ぐらいが悲観的なイメージを持っていました。これから言えることは、「1つのNGO」や「NGOセクター全体」で取り組めることもあると思えますが、それを超えて「国際協力セクター全体」でどのように取り組んでいくかが求められていると言えます。

参考ですが、COVID-19前の日本のNGOの状況として、主要なネットワークに参加している110団体の合計収入は429億円でした。1年前は372億円だったので、増えています。もう少し深く見ていくと、110団体中、上位6団体で全NGO収入の約7割の収入があったということで、予算の規模が大きいほど成長率、増加額は高く10億円を境に「二極化」の状況になっているというのが、日本のNGOセクターの現状です。もちろん予算上位6団体で世界の課題を解決できると、それはそれでいいのかもしれませんが、そういうわけではないので、全国の中小規模のNGOの基盤強化をどのようにやっていくのかというのが重要な要素と言えらると思えます。

最後に5番目、「組織と経営のアップデート」です。これまでは雇用が主流でしたが、これからは業務委託のフリーランスやジョブ型の非雇用者とか、オンラインアシスタントとともに働く形へシフトしていきます。既にシフトしている団体もあり、ほとんどオンラインアシスタントに総務をやってもらっていますとか、資金調達をお願いしていますとかという団体もたくさんあります。

多様な働き方を認める組織内外の制度設計ということで、内部の規定もそうですし、例えば助成金関係等の外部環境も、フリーランスの人が活躍しやすい制度設計をつくれるかも重要なポイントになっていきます。事務所の多様化ということでは、今回、事務所をなくした団体、バーチャルにした団体が2団体あるのですけれども、そういう事務所の多様化も進んでいくだろう。外国人材というところも、例えば人手不足により、外国人材の活躍は進んでいくと思えますが、今の助成金規定の細かさでは対応できない、また日本型の職務構造は外国人材には難しい部分もあります。そういうような整備も必要です。例えばN

連一つとっても、日本語で全部書いてあっては、やはり外国人材としてその運用は厳しいと言えます。

最後に、DX化、デジタル技術の活用ですが、例えば公金の場合、きちんと安全に確実に成果が出るようにしていくのは大切なのですが、その他の資金を含めたNGO全体の事業として見ると、様々なリスクを取ってトライ・アンド・エラーを繰り返すこともとても重要で、例えば3Dプリンターを含め、様々なイノベーションが社会の中で起こる中で、それらを活用してチャレンジをしていくことがとても重要な時代になっていくと思います。

全文は外務省のホームページに掲載されておりますので、そちらのほうを御確認いただければと思います。

以上です。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

井川さん、報告をどうもありがとうございました。

本件に関しまして、外務省側からコメント等はございますでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

それでは今の御報告に対しまして、外務省側からNGO担当大使の岡田国際協力局審議官から発言をお願いいたします。

岡田審議官、よろしく申し上げます。

○岡田（外務省 国際協力局 審議官／NGO担当大使）

岡田でございます。今日は皆さんありがとうございます。

御報告をありがとうございました。令和2年度の外務省のNGO研究会のスキームを使っていただいて、関西NGO協議会が「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力NGOの対応戦略」という大変興味深い研究調査を実施していただいたことに感謝いたします。多くの団体の方々が協力なさって、短期、中期の影響について貴重な結果が得られたと思います。既に皆さんは御覧になっているかと思いますが、見ていただければと思います。

ただ、昨今のコロナ禍を受けまして、それぞれのNGOの団体の職員の方々、専門家の方々がN連事業などの実施のために現地へ行っていただくこともままならない状況が続いていると思います。やはり日本人の職員の方々や専門家の方々が現地で直接技術の指導ですとか、案件管理ができないということは影響が非常に大きいと私どもも思っておりまして、多くの案件で当初の業務目標を達成することに障壁があるというようなお話も伺っております。

他方、そのような状況の中でも、それぞれの団体の方々、例えばオンラインによる研修

ですとか、技術指導などを行っていただき、一步でも事業を前に進められるようにと多大なる御尽力いただいております。このことに対して改めてお礼を申し上げたいと思います。

外務省といたしましても、縷々発生しておりますいろいろな事態に対しまして、必要な事務手続などに関して柔軟に対応するということも含めて、それぞれのNGOの皆様の御努力を全力でサポートをしていきたいと思っております。また、今後とも継続してお支えさせていただきたいと思っております。

また、何かありましたらお気軽に、既にいろいろ連絡を取っていただいているかと思えますけれども、民連室に連絡していただければと思います。ありがとうございます。

今後ともよろしく申し上げます。

### ○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

岡田審議官、井川様、どうもありがとうございました。

引き続き、議題2の3件目の報告事項に移らせていただきます。

こちらは外務省からの報告事項ということで、「ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル」増補版の紹介ということで、本日、外務省領事局の邦人テロ対策室の庄司課長補佐にお越しいただいております。

庄司補佐、御説明のほうをよろしく申し上げます。

### ○庄司（外務省 領事局 邦人テロ対策室 課長補佐）

よろしく申し上げます。ただいま御紹介に預かりました外務省領事局邦人テロ対策室の庄司と申します。本日は少しお時間をいただきまして、今、資料も出ていると思うのですが、ゴルゴ13の海外安全対策マニュアルの増補版につきまして御紹介させていただきたいと思っております。

外務省では、2016年7月に日本人7名の方を含む多数の外国人が殺害されたバングラデシュのダッカにおけるテロ事件を受けまして、在外邦人の安全確保のための対策の強化ということで5年間取り組んでまいりました。その一環として、特に海外で脆弱であると考えられます中堅・中小企業の方々の安全対策強化を後押しするために、2017年になりますけれども、人気劇画のゴルゴ13を起用いたしまして、中堅・中小企業向けの海外安全対策マニュアルということで作成して、動画配信も併せて行いました。

このマニュアルなのですが、ゴルゴ13は皆さんニュース等で御覧になっていると思えますけれども、単行本が201巻、累計3億部以上発行という世界一の発行巻数を誇る抜群の知名度のおかげをもちまして、当初の狙いを超えまして、海外に渡航される様々な分野ですとか、業界の皆様非常に高く認知されており、好評をいただいていると思っております。

そのような中、今回の委員会でも討議されていると思うのですが、2019年から新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続いておりまして、コロナ禍におきましては、従来からテ

ロのリスクというのはあったわけですが、それに加えてアジア人を狙ったヘイトクライムですとか、あと、感染症が流行している中で、世界各国が入国をかなり制限したり、ロックダウンして行動制限したりということがありまして、万が一テロに遭ってしまった場合に在外公館、大使館とか総領事館から従来と同じような形での支援が難しくなっている。そういった中で、複合的なリスクに対応していくということが求められるようになりました。

こういった状況を受けまして、外務省としましては、こちらのゴルゴ13のマニュアルに新エピソードというものを作成いたしました。本年2021年の3月、茂木大臣のほうから対外発表させていただきました。併せてこの新エピソードを収録した増補版の冊子というものもつくらせていただきまして、例えばJICAさん、JETROさん、商工会議所さんですとか、都道府県のパスポートセンター、一部在外公館などを通じて配布も始めているところであります。ですので、もしかすると皆さんの中にも手に取られて御覧になった方も既に多いのではないかと思います。

今回追加しました新エピソードというのは、コロナ禍を受けて各国の入国制限が緩和されてきた頃に、ある国に出張することになった某製薬会社の研究員が出張先でテロに遭遇するというストーリーでつくらせていただきました。皆様におかれましては、このストーリーを通じて、コロナ禍でも海外のテロのリスクというものは軽減していないということを改めて認識していただくとともに、もう一つ、リモート型の安全対策セミナー等に積極的に御参加いただいて、皆様の持たれていらっしゃる安全対策マニュアルの整備ですとか見直しを行うことによって、こういった感染症とテロといった複合的なリスクに正しく備えて適切に対処する必要があるということを確認いただければ大変幸いです。

この新エピソードにつきましては、皆様のところに提示させていただいています資料にも書いてありますけれども、外務省の海外安全ホームページで公開させていただいております。「外務省 ゴルゴ」で検索していただくと、すぐたどり着くと思います。紙の増補版冊子につきましても、海外に渡航する関係者に配布していただくとか、安全対策のための勉強会・研究会で活用いただくなど、海外の安全のために活用していただくという目的でありましたらお分けしておりますので、詳細は外務省領事局邦人テロ対策室にお問い合わせください。メールの連絡先が資料に記載されていると思いますので、そちらに御一報いただければ対応させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。よろしくお願いたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

庄司補佐、ありがとうございました。

ただいまの外務省の報告に対して、何かNGO側からコメント等はございますでしょうか。熱田様、よろしくお願いたします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

庄司様、御報告、どうもありがとうございました。

NGO側から何か質問等はございますでしょうか。もし、ある方がいらっしゃいましたら挙手いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

特に今はないようですので。また問い合わせをさせていただくかと思っておりますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。

○庄司（外務省 領事局 邦人テロ対策室 課長補佐）

ありがとうございます。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

それでは、協議事項に入るという流れでよろしいでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

結構です。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

ただいまから協議事項に入らせていただきたいと思います。本日はNGO側から協議事項を4件上げさせていただいております。

まずは第1番目「開発事業における障がいの主流化について」ということで、難民を助ける会の野際さんから御説明をよろしくお願ひいたします。

●野際（特定非営利活動法人 難民を助ける会 支援事業部マネージャー）

ありがとうございます。AAR Japanで支援事業部マネージャーをしております野際です。

議題は今御紹介いただきました「開発事業における障がいの主流化について」で、主に外務省の皆様へ、今後に向けて質問と御相談をできましたら大変ありがたく思っております。

画面に表示しております議題提案書に基づいて質問の背景を簡単に御説明させていただきます。

まず、私はAAR Japanと同時に、JANNET（障害分野NGO連絡会）の企画委員長といたしましても本日御質問できたらと思っております。なお、JANNETからは本日、研修・研究委員の奥井と、事務局の仁尾も同席させていただいております。同ネットワークに加盟する20団体を超える障害分野で国際協力をしている団体にも今後共有し、共に活動してまいりたいと思っております。また、JD（日本障害者協議会）は約60の関連団体などで構成されますが、こちらでも本日の内容等を参照しながら対応してまいりたいと思っております。

まず、本日質問させていただきました背景なのですけれども、2006年に国連が障害者権

利条約を採択し、日本も2014年に批准しております。そして、その中での大きな動きとして、昨年に日本の同条約の履行状況の審査をすることになっておりましたのがコロナの影響で延期となりまして、今年度中に日本の初審査が行われる見通しになっております。そこで、どれだけ日本がこの条約を履行してきたかというのがとても大切になってくるかと存じます。

障害者権利条約でどのようなことがうたわれているかと申しますと、画面に第32条の「国際協力」を表示させていただいておりますが、この中で、日本を含む締約国は障害者権利条約の目的と趣旨を実現するための国内的な努力を支援するものとして国際協力をする、また、これに関しては国際的、地域的な関係機関並びに市民社会、特に障害のある団体と協同して、適切かつ効果的な措置を取るとされています。その中で、最初に挙げられておりますのが、国際協力が障害のある人にとってインクルーシブかつアクセシブルであることを確保することという点です。

この点に関して、画面で表示させていただいておりますが、日本政府は、「障害者の権利に関する条約、第1回日本政府の報告」として履行状況を英語と日本語で発表されています。国際協力についての第32条においては、日本NGO連携無償資金協力、N連を通じて日本のNGOによる障害者支援に資金面で協力しているといった中で、例えばインクルーシブ教育だとか職業訓練、車椅子供与などを挙げられていて、今後のますますの発展が期待されるところでございます。

ここで本日の質問に戻ってまいりたいと思いますが、本議題票の中で、簡単にJICAでのような協力、障害分野の主流化に取り組んでいるかというのを簡単に御説明させていただいておりますが、本日お伺いしたのは外務省の対応でございます。

本日の連携推進委員会の冒頭で、中西哲外務大臣政務官がビデオメッセージを通じて、「脆弱な人々が新型コロナの影響でさらに困難な状況に置かれていると、また、脆弱な人々に寄り添い、誰一人取り残さない連携が重要になっている」ことをおっしゃってくださいました。また、最近外務省内で点字ブロックが新しく設置されるなど大変嬉しく思います。特に本日お伺いできたと思いますのが、外務省が実施する日本NGO連携支援無償資金協力（N連）において、こうした障害の主流化について、例えばこれまでの取組ですとか、あるいは今後の対応の計画とか今後の方向性など、可能な範囲で伺えたらとてもありがたく存じます。

また、その上で、今後協力案件を計画・策定していく中で、質を高めていく上で我々NGOとしても協力できることがありましたら、ぜひ協力できたらと思っておりますので、可能な範囲で伺えたらと思います。

以上が質問の背景でございます。よろしく願いいたします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

野際様、どうもありがとうございました。

それでは、外務省側からお願いできますでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

野際様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの野際様からの御説明に関しまして、外務省から岡田審議官及び松田室長に発言いただきます。よろしく申し上げます。

○岡田（外務省 国際協力局 審議官／NGO担当大使）

御説明ありがとうございました。岡田でございます。

私からは支援の考え方ですとか、今後の方向性につきまして御説明させていただきたいと思えます。

先ほどの子供の保護についての報告の時にコメントさせていただいた際にちょっと触れましたけれども、開発協力大綱というのがございます。そこに特に脆弱な立場に置かれやすい方々がいらっしゃって、そういった方々に焦点を当てるという記述がございますけれども、その中で、先ほどの子供ということも挙げていますと申し上げましたが、子供、女性、障害者、高齢者、難民、国内避難民、少数民族、先住民族という中に、障害者も載せさせていただいて、そういった方々の保護、能力強化を通じてと書かせていただいております。障害者の支援については、私どもも主流化を一層促進するということで考え方を示させていただいているところでございます。

N連の事業の具体的な数字は後で民連室長から報告させていただきますけれども、考え方、先ほど1つ目として開発協力大綱のことを申し上げましたが、SDGs、これは先ほど政務官の挨拶の中でもお伝えさせていただきましたけれども、SDGsというのは誰一人取り残さないという観点でありまして、あらゆる人々が活躍する社会の実現が重要だということで、SDGs実施指針は既によく御案内のことだと思いますけれども、そのこともこの実施指針で定めているところでございます。

私どもとしましては、今後とも障害者に対する支援というのは充実させていきたいと思っております。地域、また、情勢によって支援のニーズというのは異なるのではないかと考えておりますが、これまでと同様に障害者の視点に立った事業というのを形成していただきたいと思っております。私どもとしましては、それぞれのNGOの方々の知見、また、経験を最大限重視させていただいて、よりよい事業形成のためにNGOとの連携を深めていきたいと考えてございます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

岡田審議官、ありがとうございます。

続きまして、松田室長からよろしく申し上げます。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

私からは令和2年度の障害者に対する支援の事業について、実績を報告したいと思います。採択件数としましては10件、金額ベースでは3.7億円という実績でございます。先ほど岡田審議官からも説明がありましたが、今後とも私どもは障害者に対する支援というものを重視していきたいと思っておりますので、引き続き皆様の御協力を得られればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、ありがとうございました。

それでは、NGO側の熱田様、お願いします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

御回答、どうもありがとうございました。

それに対しまして、野際様、また、NGOから御意見等はございますでしょうか。

野際さん、お願いいたします。

●野際（特定非営利活動法人 難民を助ける会 支援事業部マネージャー）

データに基づく詳細な御回答、どうもありがとうございます。

昨年度の実績も大変心強くありがたくお聞きしておりました。これからは私どももODA大綱の実現性を高めつつ、誰一人取り残さないよう、活動の現場でも障がいの主流化をぜひ実現してまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

野際さん、ありがとうございました。

杉田さん、御発言をお願いします。

●杉田（特定非営利活動法人 虹色ダイバーシティ インターン）

ありがとうございます。特定非営利活動法人虹色ダイバーシティの杉田と申します。

今回、事前に議題として提出しておらず大変申し訳ないのですが、今の議題で取り上げられた障害者の方などと同じく、マイノリティーであるLGBTの支援に携わる団体として、ODAとLGBTという観点から、外務省の皆様に簡単に付言と情報共有をさせていただきたいと考えた次第でございます。

まず現在、各国の政府や市民団体が連携してLGBTの権利向上に取り組むEqual Rights Coalition、ERCという国際組織があるのですが、そのERCが各国に対してODAや人道支援におけるLGBTインクルージョンへの取組を強化するように訴えています。こういった

国際的な動きに鑑みまして、この場でお考えを伺いたいというよりは、今後、ODAにおけるLGBTインクルージョンへの取組についても、より力を入れていただきたいということをお伝えしたく存じます。

加えて、これは特にうちの代表が申し込んでいたのですけれども、来年6月にERC主催の会議がイギリスで対面とオンラインで実施されますので、ぜひ参加していただきたいということをお情報共有させていただきました。

以上になります。ありがとうございました。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

杉田さん、どうもありがとうございました。

本件に関しまして、外務省側からコメントをいただくことは可能でしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

それでは、松田室長のほうからよろしくお願いします。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

では、松田のほうからコメントさせていただきます。

杉田様、情報共有ありがとうございました。

LGBTにつきましても、今後皆さんといろいろと議論を交わしながら、どのように具体的に取組んでいくかということは検討していきたいと思っておりますので、引き続き私どものほうにいろいろと情報を共有いただくとか、御相談いただくとか、そういうことを御協力いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ですけれども、コメントとさせていただきます。以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、どうもありがとうございます。

それでは、熱田様、お願いします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

ありがとうございました。

杉田さん、これは今後ということで、またよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に入りたいと思っております。協議事項の2番目「開発人道分野における性的搾取・虐待及びセクシャル・ハラスメントからの保護に関する日本の取組について」を国際協力NGOセンターの塩畑さんのほうからお願ひいたします。

## ●塩畑（フリーランス 開発・人道支援コンサルタント）

熱田さん、ありがとうございます。皆様、こんにちは。

私はJANICの「性的搾取・虐待・性的ハラスメントからの保護のワーキング・グループ」の立場から本日発言させていただきます。題名が非常に長いのですが、最近ではPSEAHと呼ばれています。本日、こちらの会議にもこのグループからほかに複数名の方が参加していますので、後ほど適宜補足いただけたらと思います。

こちらの問題提起は、問題提起の一枚紙に書いてあるとおりにありますが、背景を補足しますと、現在、日本のNGO、今日の議題のひとつのN連とも関連し、日本のNGOがN連以外、日本政府以外の資金を確保していく上で、このPSEAHに取り組むことが必須になってきているということを啓発したいということと、あと、日本政府によるODAとN連などのNGO事業の実施においても、国際基準に合わせていくことが重要なのではないかとという問題意識から提起する次第です。

このテーマは2019年11月、約2年前になりますが、2019年度第2回連携推進委員会において、国際協力局開発協力企画室のほうから、2018年以降に国際的な議論が活発化したこのテーマについての報告がございました。2018年の12月に英国政府が「セーフガーディング・サミット」を主催し、そこには日本政府も参加し、被害者を中心に据えた対応を強化する、説明責任を強化する、強力なリーダーシップと組織文化の促進をうたう、という内容のコミットメント文書に署名しています。

また、翌2019年の7月にはOECD/DACがSEAHの撲滅に関するDAC勧告というものをを出しており、これらを受けて外務省としてもこの課題に対して取り組んでいくこと、国際機関、ほかの二国間主要援助機関、市民社会セクターとも協力して対応を検討していきますという発言がございました。

NGO側としては、令和2年度にJANICがこのテーマで外務省のNGO研究会を受託しておりまして、10以上の団体が参加して国際セミナーの開催、CHSアライアンスの行動実践ガイドブックの日本語版の作成などを通して、この課題の啓発に取り組みました。

今年の3月に提出した最終報告書では、近年、ユニセフ、UNHCRなどの国連機関が、全て実施団体に対してPSEAHに関する規程や体制の整備を事業実施契約締結の条件としつつあることを指摘しています。この課題はNGO側だけで対応する性質のものではなくて、資金を提供する側も実施団体を選定、査定するために枠組みや制度をつくっていく必要があるということです。

人道支援、開発協力の大原則は言うまでもなくDo No Harmなのですが、実際にはHarmが起きるといふ現実を真摯に受けとめる必要があると思います。これを最小限にするためには、そのHarmをしてしまう加害者を罰するとか、加害者個人の責任に帰するというのでは不十分であり、組織的な取組が必要だというのは国際的な共通認識です。予防するための体制、仕組みが必要ですし、発生してしまった場合の組織レベルでの適切な対応が必要であるということです。

本日、ここに参集しているNGOの団体の皆さんにとって、活動の資金源は個人寄附、法人企業寄附、政府資金の3つに頼っていると思うのですが、このうち個人寄附者に対しては各団体がアカウントビリティを果たすために、団体としてPSEAHの体制を整理する必要があります。

また、この課題の国際的認知が高まるにつれて、最近では寄附をする企業からNGO団体に対してPSEAHの体制の有無を聞くことがあるとも聞いています。政府資金についてはDACの主要メンバーは戦略を出し、資金受託団体に対して具体的に求める措置を明示しています。国連機関も同様です。

今回の補足資料として、こちらのワーキング・グループで国連の主要機関、ユニセフ、UNFPA、UN-HabitatやWFP、これらの機関の調整に力を入れているジュネーブのIASCがどのように具体的に取り組んでいるか、また、DACメンバーとして英国政府、米国政府、オーストラリア、カナダ政府、ドイツ、オランダがどのような取組をしているか、主にNGOとの契約に関連し、表にまとめました。御参考になれば幸いです。

ご検討を依頼したい内容なのですが、国連機関、主要援助機関がNGOの事業実施契約を締結するに当たって、PSEAHの取組の体制を求めていることに関して、日本政府として今後の対応の計画、見通しをお伺いできればと思います。それと同時に、NGO側でできることがあれば、ぜひ協力する所存ですので、具体的な御意見、お考えをいただければ非常にありがたいと思います。

以上です。

●**熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）**

塩畑さん、どうも御説明ありがとうございました。

それでは、本件に関しまして、外務省側から御回答をいただきたいと思います。お願いいたします。

○**工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）**

塩畑様、どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に対しましては、外務省側から岡田審議官、それから、本日は国際協力局開発協力企画室の森室長にも御同席いただいておりますので、両者から御発言いただければと思います。

では、岡田審議官、よろしく申し上げます。

○**岡田（外務省 国際協力局 審議官／NGO担当大使）**

御説明ありがとうございました。

今の御説明で日本のNGOの方々が日本におきましてSEAHの問題に対する認識を向上させるためにハンドブックの作成ですとか、勉強会の開催、JANIC憲章へのSEAHの言及等の取組

を実施されているということで、非常に心強く感じてございます。また、今日は資料として取組の状況一覧を御共有いただきまして、どうもありがとうございます。資料として非常に価値の高いものだと思います。

日本政府としましては、この援助セクターにおける性的搾取・虐待・ハラスメントは許容できないと考えてございまして、先ほどのお話の中でも御指摘がありましたけれども、被害者の救済と問題発生の予防措置が重要と認識してございます。そのため、SEAHの防止のための努力を行っているところでございます。

具体的には、外務省ではこれまで上級レベルの責任者を任命するとともに、在外赴任の前の研修及び外務省職員向けの注意喚起を実施してきております。JICAでも内部、また、外部向けの理事長メッセージの発信、また、就業規則やJICA関係者の倫理等ガイドラインへのSEAH防止の追加の取組を実施してきてございます。

また、国内での周知を目的としまして、ドナー・コミットメントの和訳ですとか、先ほどお話のありましたDACの勧告の柱につきまして、外務省のホームページに掲載してきてございます。DACにおきましても我が国の取組というのは認識されておきまして、一定の評価を得ているところでございます。

他方、先般いろいろ打ち合わせさせていただく中で、政府の姿勢が見えづらいという御指摘があったと承知してございます。私どもとしましては、引き続きこの件に関する取組におきまして、NGO側との意思疎通を密に行っていきたいと考えてございます。

早速、御指摘を踏まえまして、外務省のホームページの内容を更新しまして、SEAHの問題に関する日本政府の基本的な考え方を明記する、対外的に分かりやすくする努力を継続してございます。皆様方もお読みいただいているかと思っておりますけれども、開発協力白書がございしますが、2020年の白書では開発協力における性的搾取・虐待などに関する取組について記載しているところでございますけれども、次の2021年版でもNGOにおける取組につきまして、より積極的に取り扱う方向で考えているところでございます。

私からは以上です。

#### ○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

岡田審議官、ありがとうございました。

それでは、松田室長からよろしく申し上げます。

#### ○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

松田です。

私のほうからはN連との関係において、少しコメントさせていただきます。

本件、PSEAHにつきましても、今後、関連の規定をN連の実施要領の中にどのように盛り込んでいくかということに関しては、この連携推進委員会を含めて、NGOの皆様といろいろ御相談をさせていただきながら、また、議論させていただきながら前向きに検討して

いきたいと思っておりますので、引き続き本件につきましても皆様の御協力を得られればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ですけれども、コメントとさせていただきます。以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、ありがとうございました。

それでは、熱田様、よろしく願いいたします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

岡田様、松田室長、どうもありがとうございました。

本件の回答に関しまして、NGO側からのコメント等はございますでしょうか。もしくは質問等がございましたらお願いいたします。

柴田さん、お願いいたします。

●柴田（特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム 緊急対応部長）

ジャパン・プラットフォームの柴田と申します。

私も塩畑さんと同じくPSEAHのワーキング・グループとして本日参加させていただいています。

回答、ありがとうございました。また、早速SEAHの取組について更新をいただいたことにもありがとうございます。また、民連室長からも今後のN連への採り入れについても積極的に御検討いただけるということでありありがとうございます。

先ほど塩畑さんからもお話がありまして、海外の取組を見ると、確かに日本政府として様々な取組をされているということは理解をしたのですが、海外と比べるとまだまだできることはたくさんあるのではないかと我々としては考えております。

ただ一方で、これは日本政府にお願いしていればいいというものでもなく、また、NGOだけがやればいいというものではありませんので、ODAに関わる全ての、JICAさんも含め、コンサルタントであったり、企業さんも含めて、全ての人が取り組まないといけない責任だと思っておりますので、引き続き協議をやっていけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

柴田さん、どうもありがとうございます。

本件に関しまして、外務省側からお願いできますでしょうか。

○岡田（外務省 国際協力局 審議官／NGO担当大使）

先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、引き続き本件に関する取組というのはぜひ意思疎通をさせていただいて、進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

ありがとうございます。

ほかにNGO側から意見等はございますでしょうか。

塩畑さん、お願いいたします。

●塩畑（フリーランス 開発・人道支援コンサルタント）

前向きに検討していただけるとのことで非常にありがたいと思っておりますし、非常に心強く感じました。もちろん制度とか枠組みをつくるということも重要なのですが、やはりほかの主要機関がやっていること見ますと、NGOのキャパシティー・ビルディングとリソースをどう確保するかということも同時に取り組まれていると思っておりますので、今後、また機会があれば、NGO側と先ほど御指摘あったように協議、協力をして、うまい形で実現できていけるとよいのではないかなと思っておりました。ありがとうございます。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

塩畑さん、ありがとうございます。

関西NGO協議会の高橋さんの手が挙がっております。発言をお願いいたします。

●高橋（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 事務局長/理事）

ありがとうございます。関西NGO協議会の高橋です。

PSEAHの勉強会は大阪でも開催されましたので、私どもも参加させていただきました。今回、ぜひお考えいただきたいという点を前々から少し考えてはいたことなのですが、私どもは若い人たちと一緒に国際協力の普及啓発活動をしております。これはCOVIDの前、対面でやっていたときは延べ4,000人ほどの高校生たちが集まりまして、かなり大掛かりな国際協力に関して高校生たちが自分たちでプログラムをつくり、同世代に向けた普及啓発活動をするという取組ではあるのです。若い有志の人たちと一緒に活動している中で、性的搾取とまでは言わないのですが、類似した出来事が毎年と言っていいほど起こっているのです。

先ほど、松田室長のほうからN連の中に反映させていく、もちろんそれも当然なのですが、外務省が関わる国内の普及啓発事業等も多々あると思っております。そうした中で、ぜひこの視点、子供の権利条約も含めまして、こういったPSEAHの視点を反映させていただけるような法人の在り方、あるいは募集要項の書き方というものも考えられるのではないかと考えて

おります。

特に本来子どもを守らなければならない学校現場で非常に凄惨な事件が起きているという報告も最近目立つようになりましたが、恐らくその報告は氷山の一角と考えられるということであれば、この問題がなかなか表になってこないという現状もございますし、被害者が声を非常に出しづらいという状況もつくられているというところも課題だと思っております。細かな実際の事例等の共有は、ここでは控えさせていただきたいと思うのですが、国際的な動向を、ぜひ外務省側のほうからも発信いただき、そして、NGO側も意識をすることで、これは横断的にそれぞれの日本の省庁が関わって、あるいは教育機関も含めているようなセクターが取り組むべき課題だと思っておりますので、ぜひそのような形で進めていければと考えております。

ありがとうございました。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

高橋さん、ありがとうございました。

本件に関しまして、外務省側からコメントをいただけますでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、岡田審議官、よろしく申し上げます。

○岡田（外務省 国際協力局 審議官/NGO担当大使）

この件について、大阪でも勉強会をなさったということと、普及啓発の活動をなさる中でいろいろな問題が生じているという事実を共有いただきましてありがとうございます。

私どもとしましても、いろいろ情報収集はしておりますけれども、なかなか不十分な面もございますので、そういった情報共有なども積極的にいただきまして、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、両方で連携してこのことに対応していきたいと思っております。引き続きよろしくお願いたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

それでは、時間もちょっと押してきていますので、次の議題に移りたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

高橋さん、よろしいですか。

●高橋（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 事務局長/理事）

ありがとうございました。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

どうもありがとうございました。

では、次の議案に進みたいと思いますが、皆様よろしいですか。

それでは、協議事項3に入りたいと思います。「NGO事業補助金制度改善提案を前提とした本制度の予算及び令和1・2年度の実績状況に関する確認及び意見交換」ということで、関西NGO協議会の高橋さんから説明をお願いいたします。

●高橋（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 事務局長/理事）

熱田さん、御紹介ありがとうございます。

関西NGO協議会のほうから議題提案書を提出させていただいておりますが、NGO事業補助金について、この場を借りまして簡単な意見交換会と、令和1年度、令和2年度の予算状況、あるいは採択状況の報告をいただけたらと考えております。

議題の背景等につきましては、提出させていただきました議題提案書に変更等はございませんが、簡単なパワーポイント資料を作成しておりますので、こちらのほうを共有させていただきまして、簡単に御説明をさせていただけたらと考えております。

こちらは資料として御用意をさせていただいておりますが、NGO事業補助金制度につきましては、現在使用し、発表している団体の数も非常に限られるものではありません。しかしながら、外務省とNGOの連携が始まりました当初からございまして、大変古い制度の一つと理解しております。

そうした中、ここ数年は採択件数及び予算額の減少が非常に目立つようになっております。そこで、今回は令和1年度、令和2年度の状況といった最新の情報がまだ公開されていないということですので、こちらをまず御確認をさせていただきたいと思います。そして、事業補助金制度に対する率直な御意見、御見解を外務省のほうからいただきたいと考えております。

こちらは御用意させていただきました補助金の推移です。こちらのほうはここ5年の推移です。こちらはパワーポイントの資料に取りまとめをさせていただいたのですが、令和1年度、令和2年度の情報がございませんので、そこは不足しているのですが、通年の大きな傾向としては、こちらの状況をグラフのほうから読み取れることができるのではないかと考えます。

日本のNGOが海外で実施する開発協力事業に関しまして、本制度は総事業費の2分の1まで、上限を200万円までとして資金面で補助する制度になっておりまして、こちらなのですが事業補助金の交付事業対象がプロジェクトの調査事業、国内における国際協力関連事業、そして、海外における国際協力関連事業、この3つとなります。平成15年の当初、合計36団体、

29案件、26か国に合計2億5000万円の補助金が供与されておりましたが、平成30年度の合計、こちらは採択団体の合計が8団体で8案件となっております。また、事業費の合計が1100万円の補助額となっております。これは事業費の合計ではなくて、外務省からの補助額であり、その合計が1100万円という額となっております。また、8案件のうち、国内事業が5件を占めているという状況です。

最新の公開情報とは異なるのですが、こちらを見ておきますと、5年間で全体事業費が44%減っている。約50%、半減しているという状況になっております。海外における国際協力関連事業、プロジェクト調査事業につきましては78%減。しかしながら、国内における国際協力関連事業は7%減にとどまっているというのが現状です。

過去5年間の事業費の実績ですが、こちらにつきましては国内における国際協力関連事業の平均値が153万円程度になっており、プロジェクト調査事業費の平均事業費のほぼ2倍の額となっております。

過去5年間の案件推移等を見ましても、採択案件の数が激減をしている。約半分になっていることが見て取れます。しかしながら、国内の国際協力関連事業には大きな減少が見られないというデータが出ております。

詳細につきましては、こちらの2ページ目に記載をさせていただきましたので、また参考にしていただけたらと考えております。

私どもとしましては、まずこちらのNGO事業補助金の令和1年度、2年度の実績状況と全体予算執行率に関して、まず確認をさせていただきたいということがございます。

さらに減額の背景には申請数の減少ということが理由になっているのか、あるいは要件を満たす事業が減っていることによって採択件数も減少しているのかどうかということをお確認させていただきたいと思っております。

また最後に、本制度に関しまして、外務省側の評価と併せまして、次年度に向けた予算の確保、あるいは予算増額等の見込みがございましたら、ぜひ見解をお聞かせいただきたいと思います。

私からは以上となります。

●**熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）**

高橋さん、説明ありがとうございました。

それでは、本件に関しまして、外務省側からお願いいたします。

○**工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）**

高橋様、御説明ありがとうございました。

それでは、今の御説明に対しましては、外務省側から松田民間援助連携室長に回答をお願いいたします。

松田室長、よろしく申し上げます。

## ○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

松田です。

高橋様、プレゼンありがとうございました。

私のほうからは令和元年度、2年度の実績について簡単に御報告させていただきます。

まず、令和元年度ですけれども、実績としましては6団体、6案件。令和元年度の予算額が約810万円、この中で実際に交付された金額は約696万円で、執行率としては85.9%となっております。

次に、令和2年度ですけれども、令和2年度のほうは7団体、7案件、こちらも予算額としては令和元年度と同じ約810万円でした。実際の交付額は約612万円ということで、執行率としては75.5%にとどまっております。

いろいろと減額の要因はあるかとは思っておりますが、例えば令和元年度、2年度につきましては、案件ごとの単価が下がっているということも減額の一つの要因となっております。案件数としては令和元年度から2年度については1案件増えているのですが、今申し上げたとおり、執行率としては10%ほど下がっているというような状況でございます。

今後につきまして、特に今年度、令和3年度の予算額につきましては、令和元年度、令和2年度とほぼ同額を確保しております。今後さらに次年度以降に関してですけれども、私どもとしましては、この補助金はN連、先ほど高橋様から御説明ありましたが、N連の案件形成のためのプロジェクト調査、国内、そして、海外における国際協力関連事業への支援のために使われるものでして、NGOの皆様が国際協力事業をやっていく、それを支えていくために、この補助金というのは重要な役割を果たしていると思っております。

ですので、次年度以降、令和4年度以降におきましても、令和3年度の申請件数、実績額とか、その推移等も考慮しながら適切な予算を確保していきたいと考えております。

補助金に関して、こちらからの御報告と今後の見通しということなのですが、補助金から少し外れてしまうのですけれども、一つこの場を借りて、皆様にも含めてお話ししたいことがございます。私どものスキームの中に、補助金と同じようにNGOの皆様の能力強化とか組織力強化を目的としたNGOスタディ・プログラムというものがございます。

実はつい先日、7月20日から令和3年度の第二次募集を開始しております。ところが、実はこの7月20日から開始しているのは第二次募集でして、その前の第一次募集は、残念ながら応募をされている方はいらっしゃいませんでした。

今年度もコロナの影響で、いろいろオンラインということになるかと思っておりますけれども、このスタディ・プログラムでもそういったことを考慮して、オンライン研修等も対象とさせていただきますので、補助金と同様に皆さんの組織力、能力強化のために、このNGOスタディ・プログラムをぜひとも御活用いただきたいなと思っておりますので、この場を借りましてお願いも併せてさせていただきました。

ありがとうございました。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、ありがとうございました。

それでは、熱田様、よろしくお願ひいたします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

松田室長、御説明のほう、どうもありがとうございました。

では、本件に関しまして、高橋さんをはじめ、ほかのNGOの団体の方々、何かございますでしょうか。

高橋さん、どうぞ。

●高橋（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 事務局長/理事）

松田室長、御回答ありがとうございました。

それと、NGOスタディ・プログラムの御宣伝もいただきまして大変ありがとうございます。申込者がいないということですので、関西NGO協議会の加盟団体にも何度か連絡はしているのですが通知をしたいと思っております。

ただ、そうした事態が生じるということは、制度とニーズに齟齬が生じているということでもありますので、ここは制度の意義を考えるということも当然あるかと思うのですが、ニーズに合った制度というものを考える時期に来ているのかと考えるところもございます。

それと、NGOスタディ・プログラムはNGO環境整備事業であると思っておりますので、NGO事業補助金のほうに話を戻させていただくのですが、先ほどの回答の中で、聞き逃したのかもしれないのですが、申請をされている団体の数はどのように推移をしているか、こちらのほうはデータ等はございますでしょうか。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

ありがとうございます。

外務省側の御回答をいただけましたら幸いです。よろしくお願ひいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

それでは、松田室長、よろしくお願ひします。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

ありがとうございます。

申し訳ございません、過去5年間の申請件数について、今、手元にデータがないものから、すぐにお答えできないのですけれども、先ほどの令和元年度、令和2年度のほうでお

話しいたしましたが、こういった予算は実績等を踏まえてつくられております。今、過去5年間、どのような推移で来たかというところに関して、すぐにお答えできないところは申し訳ないのですが、今後、引き続き、先ほども高橋様のほうからお話がありましたが、ニーズに合わせた制度の中身の見直しも含めてということもありましたので、今後、NGOの皆様といろいろと御相談させていただきながら、この補助金等をより多く活用していただけるような形でやっていくようにしていきたいと思っておりますので、今後とも皆様のほうから御意見等を頂戴できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）**

松田室長、ありがとうございました。

それでは、熱田様のほう、いかがでしょうか。

**●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）**

ありがとうございました。

本件、ちょっと時間が押しておりますが、NGO側からの意見はよろしいでしょうか。

挙手等がございませんので、引き続き、またよろしく願いいたします。

それでは、協議事項の4番目に入らせていただきたいと思います。「日本NGO連携無償資金協力関連」で、まず、審査プロセスについて、国際開発救援財団の今西さんから御説明をお願いいたします。

**●今西（公益財団法人 国際開発救援財団 事務局長）**

国際開発救援財団、FIDRの今西です。本件を採択いただきましてありがとうございます。

私のほうから、議題議案書は皆さんのほうに行っていますけれども、共有させていただいて、赤でハイライトさせていただいているものですが、話をさせていただきたいと思っております。ちょっと時間が押しているのです要点をかいつまんで話します。

この件については、昨年度の連携推進委員会、11月に行われましたけれども、同じようなことについて協議をさせていただきました。その際には、11月ですので年度末がかなり見えている中で、なかなか審査が進まないというNGOの声がありまして、それについて協議させていただきました。

その後、外務省民連室のほうでも御理解・御協力いただいて、かなりスピードアップしたと聞いておりますけれども、それでも特に2年次、3年次、つまり昨年度1年次が終わって、あるいは2年次が終わって、2年次、3年次に継続する案件でやはり少しギャップが開いてしまった。つまりギャップなしに2年次、3年次に案件が採択されなかった。あるいは場合によっては、もう年度を超えてしまったという案件が少し出ているとも聞いております。

いずれにしても、その際に御提案させていただいたのは、これは双方にとって時間がかかっていることはコストもかかりますし、先ほど言ったギャップがありますと、NGOにとっ

ては現地でのスタッフの雇用維持だとか、プロジェクトが切れないように自己資金で継続しなければいけないという経済的な負担もかなり大きいものもありますので、昨年の状況をしっかり我々として振り返り、そこからの教訓も踏まえて、これが少しでも改善するように一緒に考えていきたいと思いますということを提案して、そのときは3月に次の連携推進委員会があるのではないかと想定しましたので、そこで協議したいということをおっしゃいました。残念ながら昨年度は1回だけで終わりましたので今回に至ったのですけれども、今日、その時間をいただいたと思っています。

ただ、昨年度のN連の実績はまだホームページのほうに出ていなくて、どのぐらいの案件を協議したかですが、実際に振り返りをして、ぜひ今年、そういうことが少しでも改善できるようにということを考えていきたいと思っています。

一方、今年度も既に4か月ぐらいたっておりますけれども、幾つかの団体さんから今年度のプロセスも必ずしもなかなかスムーズに行っていないという話もございますので、その辺も踏まえながら、ぜひここを少しでも審査が効率的、かつ円滑に進むようなところを御相談さしあげたいと思っています。

議題提案書にはいろいろ今の予算配分等々を書きましたけれども、こちらはもしよければ、後で提出していただければと思いますけれども、ポイントとしては、まず、去年のプロセスで実際にどうなったかと、実績がどうであったか、つまり継続した案件がどのぐらいあって、あるいは継続できなかった案件がどのぐらいあったか。それについて具体的に、それを受けたどのような改善を外務省側として考えておられるのか。

特に今年度の今の状況を踏まえると、また年度末にたくさん案件が固まってしまって、民連室の皆さん、それから、NGO側も非常に混んでしまって時間がなくなってくるということも予想されますので、これを少しでも改善したいというのは双方にとって必要なことだと思いますので、それに対して、どのようなことが方策として考えられるかという外務省側としてのお考え等をいただいて議論をしていけたらと思っています。

それにつきまして、やはりこのやり取りで時間がかかるというのが一つの大きなところだと思いますので、今共有いたしますけれども、このようなエクセルシートでお互いに1枚の紙でやり取りするたびに、キャッチボールのようにして、どのことでどういう依頼をして、それに対してどのようにいつ回答したということをしっかり記録に残しておくことで、我々も振り返りができますし、どこがネックになっていたかということも確認できて、次の改善に活用できるのではないかなと思っていますので、もしよろしければ、こういったところも考えていただければなと思っています。

最後に、ちょっと急で申し訳ないのですけれども、今日はたくさんのNGOの皆さんがオンラインで参加していただいているので、ちょっと皆さんに簡単に手を挙げていただきたいと思うのですけれども、リアクションのときのマークで手を挙げるというのがあると思うのですが、NGOの皆さんで2019年度に1年次、2年次が始まって、2020年度、つまり昨年度、継続案件があったのですけれども、理由はどうであれスムーズにできなくて、あるいは延

長して結局ギャップなしでできる、できればそれはオーケーなのですけれども、そうではなくて、何らかの形でギャップがあって、そこはやはり自分たちで何とかカバーせざるを得なかったという案件があった団体の方は、ちょっと手を挙げていただけますでしょうか。複数の方が参加される方は誰か代表の方で結構ですので、簡単にざっと手を挙げていただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

10団体かそれぐらい出ていますかね。ありがとうございます。今日、参加されていない団体さんもあると思いますし、今日はN連をやっていない団体さんもあるかもしれませんが、そんな感じであると思いますので、ぜひこの辺について、少しでも双方の業務を効率よく進めるためにも、お互いに協議して少しでも改善できるようなことを考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

今西さん、説明をありがとうございました。

それでは、豊田さんの提案とちょっとニュアンスが異なりますので、先にできましたら、外務省側から本件に関しまして御回答をいただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

今西様、御説明ありがとうございました。

それでは、本件に関しましては、松田民連室長から答えさせていただきます。

松田室長、よろしく願います。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

松田です。

まず、今西様の御説明、プレゼンをありがとうございました。

私からお話ししたいのは、先ほど今西様から御質問がありましたが、昨年度、令和2年度の実績について、まず御報告いたします。採択案件数としましては109件、34か国及び1地域、金額は総額で、これは契約ベースですけれども、58.15億円という金額になっております。これは令和元年度と比較しまして、約2.2億円増額となっております。

昨年度は新型コロナウイルスの影響もありまして、皆様にも大変御心配、それから、手続がやや遅れて御迷惑をおかけした点があったことは、改めておわびしたいと思います。昨年はそもそもN連の実施要領の改定と説明会の開催がいつもより遅れました。さらに申請書の受付も通常なら7月末なのを2か月後ろ倒しにして9月末にした。その関係で、審査プロセスが通常よりタイトなスケジュールの中で行わなければいけないようなことが起こりまして、皆様にいろいろと御心配をおかけしてしまったということがあったかと思っております。

ただ、そのような状況にありながら、各団体様の御協力と御理解をいただきながら、有意義な案件を採択できた。先ほど申し上げた実績になっておりますので、皆様の御協力・御理解については、この場を借りまして改めて御礼を申し上げたいと思っております。

一方で、審査プロセスの改善、負担を少しでも小さくしていくということに関しましては、私ども外務省としても全くそこは同じ認識でおります。ですので、例えばオンラインによる案件の相談、そういったものを決めたり、また、既に実施しておりますけれども、契約書を除くほぼ全ての書類で押印を廃止するなど、審査プロセスの合理化に向けた取組というのは既にしております。

今後も、先ほど確認シートの御提案もありましたが、このような連携推進委員会、それ以外であっても、幅広く皆様から御意見を取り入れながら、双方にとって負担が少しでも少なくなるような形で審査プロセスの合理化というのは進めていきたいと思っておりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、熱田様、どうぞよろしく申し上げます。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

松田室長、御説明をどうもありがとうございました。

それを受けまして、NGO側から追加発言等はございますでしょうか。

先ほどAARさんのほうから、ぜひこの場でこういった事例があったということで紹介をというご提案がありました。可能でしたら、AARさんのほうから御発表いただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

●久保田（特定非営利活動法人 難民を助ける会 支援事業部長）

ありがとうございます。AAR支援事業部の久保田と申します。今日はお時間をいただきありがとうございます。

簡単に状況を共有させていただきたいと思っております。

2020年度、昨年度は計9件のN連の審査と承認をいただいております。そのうち、前年度からの継続案件は3件ありました。承認までの空白期間につきましては、事業によって担当の方が急いでくださったということで、ブランクなく署名することができた件ももちろんあるのですが、大体平均して1.8か月ほどの期間が生じている状況でした。

その理由としまして、内部で主に2点共有されています。

1つ目が、手引きに沿って、新しい実施要領に沿って予算の確認に時間がかかったということ。御担当の方によって解釈が異なることもあるということで、弊会として難しいお返事をいただいた場合などに交渉するというか、確認する時間、相談させていただくことに時間がかかったということがありました。

2つ目ですが、担当の方とのやり取りに時間がかかったということがありました。お忙しい中で御対応いただきまして、室内のたくさんの方に御確認いただいているのだと思うのですけれども、お返事をいただくのに2週間から1か月ほどかかったこともあったと聞いております。平均しますと1.8か月ということで、少なく見えるかもしれないのですけれども、複数年度で審査していただいている案件の場合ですと、先ほど今西様がおっしゃっていたように、次の事業実施がすぐに開始できるようにということで、現地スタッフですとか、事務所などは切るといふか、そういうことなく維持することになりますので、事業地にはよりますけれども、1事務所、事業当たり数十万円から100万円単位、1か月に経費がかかります。資金の負担が重なっているということで、負担が大きくなっている状況でした。

ありがとうございます。

●**熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）**

久保田さん、皆さんに共有いただきまして、どうもありがとうございました。

こういった事例を聞いていただきまして、外務省側のほうからもしコメントをいただけるようでしたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○**工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）**

ありがとうございます。

それでは、松田室長のほうから答えさせていただきます。

松田室長、よろしく申し上げます。

○**松田（外務省 民間援助連携室 室長）**

松田です。

久保田様、具体的な例をありがとうございました。

まず、担当によって解釈が異なるとか、そういった御指摘もありがとうございます。私どもはその点に関しましては、やはり反省して、今後、そういうことがないような形で進めていくように努力していきたいと思っております。実際に、私どもは今年度からは案件の協議につきましては、例年よりも早い段階で内部で協議をするような形に実は変えております。その一つには、各担当者間での理解、認識の相違とかを少なくするというようなこともありますし、審査プロセスをできる限りスムーズに、早い段階からスムーズに進めていくという意味合いもありまして、例年よりも早い段階で内部の検討を開始するような形にしております。

今後、皆様のほうから見て、また、私どもの対応の仕方について、コメント・御意見等がありましたら、遠慮なく、私のほうに直接でも構いませんので気軽に御連絡いただければ、それを踏まえて改善すべきところは改善していくような形にしていきたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それから、空白期間につきましても、御事情は私も短いながらNGOの中で働いた経験がありますので、皆様の御苦勞というか、空白期間ができてしまったときの問題については理解しております。ですので、特に継続案件につきましても空白期間がないような形で、我々のほうも頑張っけてやっけていくつもりでおります。

ただ、申し上げておかなければいけないのは、これはN連の実施要領にも明示されておりますけれども、継続案件だからといって、必ず私どもはそれを採択させていただくということではもちろんございません。案件の中身、案件の実施状況、それから、実施団体の皆様の財務状況なり、そういったものを総合的に見させていただいて、それで、継続案件につきましても続けて採択させていただくかどうかということ審査させていただいておりますので、この点に関しては御理解いただければと思います。

いずれにしましても審査プロセスに関しましては、私どもも皆様と同じ理解・認識の下で審査プロセスの合理化を進めていきたいと思っておりますので、引き続き私どものほうにいろいろと意見、御相談、また、私どものほうから皆様のほうに御意見とか、お伺いをすることもあるかと思っておりますけれども、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

#### ○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、どうもありがとうございます。

それでは、熱田様、時間も押していますので。最後の協議事項に移りたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### ●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

かしこまりました。

それでは「審査プロセス（成果指標の設定）について」を、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの豊田さんのほうから御説明をお願いいたします。

#### ●豊田（公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アジア地域マネージャー）

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、アジア地域マネージャーを務めております豊田です。どうぞよろしくお願いいたします。

今、FIDRの今西事務局長から御説明があったとおり、私からもN連の審査プロセス、特に成果指標の設定について、審査プロセスの迅速化・効率化全般の議論と併せて議題提案をさせていただきたいと思っております。

ここで改めて申し上げる必要はないかと思っておりますが、成果指標の設定は事業の成果を把握するためにも、また、関係者に対する説明責任の観点からも非常に重要と認識しております。この点に関しては、どの団体も同じ認識を共有されているかと思っております。

また、成果指標の設定に関しては過去の連携推進委員会などでも議論されてきておりま

して、その重要性、必要性に関しては関係者間で確認されてきていると理解しております。

今回、議題提案させていただいた背景ですが、これは個別の事例になって大変恐縮なのですけれども、私が所属する団体でこれまで実際に複数のN連事業の申請プロセスに関わることで感じてきたことは、申請事業の事業申請時において設定され、外務省と合意を取るべき成果指標について、やはり担当官レベルでかなり頻繁にやり取りが交わされて、その妥当性に関してそごが生じる傾向にあったということです。

現在、外務省がN連事業で求める成果指標の定義に関しては、母子保健に限って実施要領の申請書フォーマット内に記載されていますけれども、例えば防災であったり、子供に対する暴力撤廃などを目的とする子供保護などのセクターに至っては、民連室の求めるようなアウトカム指標を設定するのが困難であったり、複数年で達成されるべきアウトカム指標を1年次から記載するように求められるようなことがございました。そして、双方が適切と考える指標に至るまでなかなか一致点を見つけるのが難しかったということを記憶しております。このような経験は他団体においても同様のやり取りが発生しているとお伺いしております。

本日の議題の論点のところなのですけれども、成果指標の設定に関しては、審査プロセスの迅速化・効率化全般の議論と併せて過去の連携推進委員会などで話し合われてきた議論に基づいて、例えばですけれども、タスクフォースなどを設定するなどして協議を再開させていただいて、具体的な対応策をぜひ御検討いただきたいと願っております。その際、例えばなのですけれども、次年度の実施要領で新たなセクションなどを設けるなどして、成果指標の設定に関して、外務省側のお考えであったり、視点、方針などをよりクリアにさせていただいて明記していただくことを御検討いただきたいと考えております。

そうすることで、NGO側が目指すべき成果指標の設定基準であったり、水準などが明確になり、担当者間レベルでより円滑で効率的なやり取りができるようになるのではないかと考えております。この点に関して、本日、この場をお借りして御相談させていただきたく、議題提案させていただきました。

私からは以上です。

●**熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）**

豊田さん、御説明、どうもありがとうございました。

では、本件に関しまして、外務省側から御回答をいただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

○**工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）**

豊田様、御説明、どうもありがとうございました。

それでは、本件に関しまして、松田民連室長から答えさせていただきます。

松田室長、よろしくお願いたします。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

松田です。

豊田様、御説明ありがとうございました。また、具体的な事例なども交えながらお話しいただきまして、ありがとうございます。

この成果指標につきましては、私どももちろん重要な項目だと思っております。ここに随分と時間がかかっている、審査の負担になっているという御指摘かと思えますけれども、先ほど私のほうからお話しいたしました、審査の合理化等、審査の負担の軽減というのは外務省側としても今後も引き続き進めていきたいと思っておりますので、今回、この成果指標に関わって御提案いただいたことに関しては、まずは御礼を申し上げて、引き続き御相談させていただきながら対応していきたいと思っております。

ただ、なかなか成果指標でグッドプラクティスというのか、よい事例等を具体的にセクターごとに上げていくとか、そういったことは、やはりちょっと難しいかなと、というのも、やはり成果指標と案件の中身、それから、実施する国、また、その状況によっても変わってまいりますので、ここに関しましては、やはり各団体の皆様、現地に根を張って活動されていらっしゃるNGOの皆様のほうが現地のニーズを把握されていらっしゃると思えますし、そこを最大限考慮して最適と思われる成果指標を御設定いただくのが望ましいかなと思っております。

私どもは一応申請書を受け付けて審査する側ではありますが、やはり現地に行って状況を把握しているというわけではありませぬので、ここに関しましては先ほども申し上げましたように、成果指標というのは事業の内容、実施する国やその状況等によっていろいろと変わってくるところもあると思えますので、皆様のほうで設定していただいて、それを基に私ども民連室と引き続き相談しながらという形でやっていきたいと思っております。

あと、ここで一つお願いではあるのですが、これは実施要領のほうにも書かれておりますが、成果指標を拝見させていただいておりますと、定性的な指標になっている場合も見受けられます。できる限り、やはり定量的な指標で設定していただければなど、最後に実際にこの成果がちゃんと達成できるかどうかというのを測る上では、やはり定量的な指標でないと、なかなか見えにくいところもありますので、こちらは皆様のほうに、この場を借りて改めて、実施要領にも書かれておりますけれども、お願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、どうもありがとうございました。

それでは、熱田様、よろしく申し上げます。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

松田室長、どうもありがとうございました。

本説明を受けまして、NGO側のほう、いかがでしょうか。御意見のある方、挙手をお願いいたします。

豊田さんはよろしいですか。

●豊田（公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アジア地域マネージャー）

ありがとうございます。

事業の性質に応じた指標を外務省と協議を行いつつ、個々の申請内容を踏まえた上で、具体的な指標を決定していくという方針は非常にありがたく思っているところですので、その部分を継続しつつも、より成果指標の設定業務プロセスがスムーズに合理的に迅速・効率的に進めるようにというところで、さらにもう少し踏み込んだ対策なりを検討いただけるとありがたいです。

本日はありがとうございました。私からは以上です。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

豊田さん、ありがとうございます。

ほかにNGO側から意見・コメント等はよろしいでしょうか。ある方は挙手をしていただけたらと思います。

今西さん、どうぞ。

●今西（公益財団法人 国際開発救援財団 事務局長）

今西です。

松田室長、いろいろと御検討、御返答をありがとうございました。

本当に共通の課題として認識いただいていることを心強く思いました。今、ちょっとどうなっているか分からないのですけれども、NGO側と外務省側との協議では、この公式なもの以外にタスクフォースというのが多分あって、今も継続しているのではないかなと思います。手引きの改定については来年度の春まで難しいと思いますけれども、実際に手引きのプロセスについて、どんどん改善していくことは、タスクフォースの協議を含めてやっていくことも可能かなと思いますので、ぜひそちらでの議論をNGO側と民連室、外務省側と相談しながら、双方にとってよりよいものになるように、ぜひ御協力、御検討をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。ありがとうございます。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

今西さん、ありがとうございます。

ほかにNGOはよろしいですかね。ちょっと時間が迫っております。

では、この協議事項、NGO側はこれで意見等はないかと思えます。外務省側にお返しいたします。

**○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）**

熱田様、ありがとうございます。

松田室長から一言だけ。御説明をさせていただきます。

**○松田（外務省 民間援助連携室 室長）**

今西様、ありがとうございました。

今後、おっしゃられるとおり、こういった連携推進委員会の場だけではなくて、タスクフォースなり、もっと皆様と対話をできる場を設けて、この審査プロセスをはじめ、いろいろと課題はあるかと思えますので、皆様とそういった対話の場を多く持って、一つ一つ課題解決に向けて作業を進めていきたいと思っておりますので、この点、各NGOの皆様の御協力を引き続きよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

**○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）**

松田室長、ありがとうございました。

それでは、熱田様、よろしいでしょうか。

**●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）**

松田室長、どうもありがとうございました。

それでは、最後の閉会の挨拶に入らせていただきたいと思います。

連携推進委員会の代表の堀江さんから、最後の閉会挨拶をお願いいたします。

**●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）**

こんにちは、連携推進委員会でNGO側の代表をしております堀江と申します。GII/IDI懇談会からの選出の委員をしております。所属はAARジャパン、難民を助ける会です。

本日は、皆さん御参加ありがとうございました。昨年11月以来の開催となってしまいました。本来は今年の2月、3月に開催する予定が、いろいろな事情で開催できずにきましたけれども、今回ようやく開催することができました。初めてのオンラインでの開催となります。昨年、外務省側ではオンラインでの開催に非常に慎重であったところ、今回、オンラインということで御快諾いただけまして、こういった形でできたことを本当に感謝したいと思います。そのおかげもありまして、参加者数も全体で100名近くとなっておりますし、また、普段では首都圏の団体が中心となってしまいますけれども、今回は広く全国から地

方の団体も参加できているということもありますので、それはオンラインでのよい面かな  
と思っております。

そして、いろいろな課題につきまして有意義な議論ができましたし、今年もなるべく規  
定の回数の開催をしたいと思っておりますし、オンラインということができればできるでしょう  
し、また、先ほどのお話にもありましたとおり、タスクフォースも通じまして、N連ですと  
か、いろいろな課題について協議してまいりたいと思っております。

もともとODAとNGOの連携を強化するという会議ですので、それに向けて、これからも一  
層連携を深めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。

●**熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）**

どうもありがとうございました。

では、本挨拶を持ちまして、第1回目の連携推進委員会を終了させていただきたいと思  
います。本日は、ちょっと時間を押してしまいまして大変申し訳ございません。

皆さん、御協力いただきまして、ありがとうございました。

外務省側もたくさんの方々に御参加いただきまして、本当にありがとうございました。  
NGO側の皆様もどうもありがとうございました。

引き続き本連携推進委員会を通しまして、NGO活動が連携により、いい活動ができるよう  
にと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

(了)